

平成 1 6 年

第 1 回 三重地方税管理回収機構議会臨時会

会 議 録

1 期日 平成16年4月16日 午後1時30分開会
平成16年4月16日 午後2時25分閉会

2 議会会議場所

三重県庁舎 2階 県民局会議室

3 出席者

議	員	近	藤	康	雄
議	員	亀	井	利	克
議	員	伊	藤	允	久
議	員	服	部	忠	行
議	員	林		道	郎
議	員	小	倉	文	也
議	員	新	宅	孝	嗣

4 欠席者

議	員	井	上	哲	夫
---	---	---	---	---	---

出席議事説明者

管理者	水 谷	光 男
事務局長	宇佐美	明 保
事務局総務課長	山 下	弘 文
事務局徴収課長	柏 木	浩 朗
事務局徴収課主査	島 谷	道 久
事務局徴収課主事	佐 波	洋 人

平成16年第1回三重地方税管理回収機構議会
臨時会議事録

(あいさつ)

本機構管理者 水谷光男より

事務局長(宇佐美明保君) 「これから、会議に入らせていただきます。」

事務局長(宇佐美明保君) 「まず、臨時議長ということで指名でございます。

本日は、三重地方税管理回収機構が発足して、初めての会議でございます。したがって、議長が選出されず間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中から、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員の中で、服部菰野町長が年長の議員でございますので、ご紹介を申し上げます。臨時議長をよろしく願いいたします。」

臨時議長(服部忠行議員) 「それでは年長の義をもちまして、この席につかせていただく訳でございますが、なにしろ地方税管理回収機構は全国で2番目のスタートを切るわけでございます。その議長をおおせつかった訳でございますが、それぞれ首長様方のご理解、ご協力を頂きましてどうにか務めさせていただきますいと存じますので、何卒よろしく願い申し上げます。」

臨時議長(服部忠行議員) 「只今の出席議員は7名であります。定足数に達しておりますので、只今から、平成16年度第1回三重地方税管理回収機構議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。」

臨時議長(服部忠行議員) 「これより、議事日程に入ります。議事日程第1号その1議長及び副議長選出の件でございます。」

臨時議長(服部忠行議員) 「お諮りをいたします。議長及び副議長選出の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思っております。執行部側で選考の意見があれば求めます。」

事務局長(宇佐美明保君) 「議長。」

臨時議長(服部忠行議員) 「はい、事務局長。」

事務局長(宇佐美明保君) 「議長、副議長の選出につきましては、市長会事務局と町村会事務局にご相談申し上げました。誠に、一方的ではございますが議長は町村会の中から、副議長は市長会の中から選出していただくこととなりま

した。ご相談の結果としまして、議長候補には今臨時議長を務めていただいております服部町長を、副議長候補には亀井名張市長を推薦いただいております。ご報告申し上げます。」

臨時議長（服部忠行議員） 「はい。ありがとう。」

只今、事務局長から下打ち合わせをそれぞれの事務局の局長にも諮ったということのようでございまして、議長には町村会から、副議長さんには市長会からというお話がございました。こういう形で公式に議長から指名をすることに致したいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

臨時議長（服部忠行議員） 「ありがとうございます。異議なしと認めます。」

臨時議長（服部忠行議員） 「したがいまして、議長は町村会出身の私服部が、副議長には市長会出身の名張市長さん亀井議員さんを指名いたします。お諮りをいたします。

只今、議長において指名をいたしました服部を議長の当選人に、亀井議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

臨時議長（服部忠行議員） 「ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、只今指名いたしました、服部が議長に、亀井議員が副議長に当選されましたので、本席から告知をいたします。」

議長（服部忠行議員） 「続いて説明のため出席を求めた者たちの報告を願います。日程に先立ち、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者の報告でございまして、これは、本機構管理者水谷光男氏から本日選任又は同意を予定している方々となっておりますのでございます。」

議長（服部忠行議員） 「なお、本件の報告者は、私が提案することとなりますが、お手元に配布をいたしましたものは空欄となっておりますので、後ほど、私の名前をご記入いただきたいと思います。と存じます。」

議長（服部忠行議員） 「日程第1その2でございます。議案第1号会議規則の制定について議題といたします。本件につきましては、新宅議員ほか1名から、お手元に配布したとおり議案が提出をされております。」

議長（服部忠行議員） 「お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「御異議なしと認めます。これにより、議事日程第1議案第1号について採決いたします。本案は、原案とおり決することに御異議ございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。」

議長（服部忠行議員） 「次に、議席の指定を行います。議席は、三重地方税管理回収機構議会会議規則第2条の規定により、只今御着席のとおり指定いたします。」

議長（服部忠行議員） 「次に、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第60条の規定により、伊藤議員、林議員を指名いたします。両議員さん、よろしくお願い致します。」

議長（服部忠行議員） 「次に、会期の決定について議題といたします。」

議長（服部忠行議員） 「お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「ありがとうございました。御異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決定いたしました。」

議長（服部忠行議員） 「次に三重地方税管理回収機構議会定例会の回数を定める条例外2件を一括議題といたします。議案第2号ないし議案第4号について本議会議員から議案が提出されておりますので、報告させます。書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。それでは議案第2号ないし議案第4号についてご報告させていただきます。

議案第2号三重地方税管理回収機構定例会の召集回数を定める条例の制定について

議案第3号三重地方税管理回収機構議会傍聴規則の制定について

議案第4号三重地方税管理回収機構管理者の専決処分事項について

以上でございます。」

議長（服部忠行議員） 「はい。只今報告のありました件につきまして御異議はございま

せんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「御異議なしと認めます。これより、議案第2号ないし、議案第4号について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。」

議長（服部忠行議員） 「続いて議事日程第3報告第1号ないし報告第17号を一括して議題といたします。本機構管理者から議案が提出されておりますので、報告させます。書記長」

書記長（島谷道久君） 「はい。報告させて頂く前に、お手元の議案書の訂正をお願いします。只今から報告させて頂きます、報告第7号につきまして議案書では第7号三重地方税管理回収機構職員に懲戒の手続きとあるのを、「に」を「の」に変えて頂きまして三重地方税管理回収機構職員「の」に訂正をよろしく願います。」

書記長（島谷道久君） 「それでは、報告第1号ないし報告第17号につきまして、報告させて頂きます。

報告第1号三重地方税管理回収機構の位置を定める条例の制定について

報告第2号三重地方税管理回収機構公告式条例の制定について

報告第3号三重地方税管理回収機構の休日を守る条例の制定について

報告第4号三重地方税管理回収機構事務局設置条例の制定について

報告第5号三重地方税管理回収機構職員定数条例の制定について

報告第6号三重地方税管理回収機構職員の分限に関する条例の制定について

報告第7号三重地方税管理回収機構職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の制定について

報告第8号三重地方税管理回収機構職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について

報告第9号三重地方税管理回収機構職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

報告第10号三重地方税管理回収機構職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

報告第11号三重地方税管理回収機構職員の育児休業等に関する条例の制定について

報告第 12 号三重地方税管理回収機構議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について
報告第 13 号三重地方税管理回収機構特別職の職員の報酬及び費用弁済に関する条例の制定について
報告第 14 号三重地方税管理回収機構職員の給与に関する条例の制定について
報告第 15 号三重地方税管理回収機構職員の旅費に関する条例の制定について
報告第 16 号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務委託について
報告第 17 号三重地方税管理回収機構の指定金融機関について
以上でございます。」

議長（服部忠行議員） 「はい、只今の説明につきまして、御質疑はございませんか。異議なしというお声が出ているところでございますが。
只今、説明のありました報告関係につきまして御質疑がございませんでしたら、採決いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
只今報告のありました報告 17 件について、これを異議なしと認めることに御異議ございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「ありがとうございます。異議なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。」

議長（服部忠行議員） 「続いて、議事日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 9 号を一括して議題といたします。本機構管理者から議案が提出されておりますので、報告させます。書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。それでは、議案第 1 号ないし議案第 9 号についてご報告させていただきます。
議案第 1 号三重地方税管理回収機構情報公開条例の制定について
議案第 2 号三重地方税管理回収機構監査委員条例の制定について
議案第 3 号三重地方税管理回収機構公平委員会設置条例の制定について
議案第 4 号三重地方税管理回収機構議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
議案第 5 号三重地方税管理回収機構の財政状況の公表に関する制定について
議案第 6 号事案の移管等に関する条例の制定について
議案第 7 号三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について
議案第 8 号三重地方税管理回収機構設立に係る経費の負担について

議案第9号平成16年度三重地方税管理回収機構の一般会計予算について
以上でございます。」

議長（服部忠行議員） 「はい、只今議案の説明があったわけでございます。この際、特に各条例につきましての説明はなかったわけでございますが、おおよそ検討をつけていただいていることと思います。このさい管理者から提出議案の説明を求めたいと存じます。」

管理者（水谷光男君） 「議長。」

議長（服部忠行議員） 「はい、水谷管理者。」

管理者（水谷光男君） 「只今、提案しました議題につきましては、この機構の運営に関する条例と機構に係る経費の負担、及び今年度予算に関して提出したものでございます。詳細につきましては、事務局から説明させます。」

事務局長（宇佐美明保君） 「議長。」

議長（服部忠行議員） 「はい。事務局長。」

事務局長（宇佐美明保君） 「それでは只今上程されました議案第1号から議案第9号につきましてご説明を申し上げたいと思います。議案書42ページをお開きください。議案第1号につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第41条の規定に基づいて、本機構の保有する情報の公開に関する条例でございます。次に48ページをお開きいただきたいと思います。議案第2号につきましては、地方自治法第202条に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めた条例でございます。次に49ページをご覧ください。議案第3号につきましては、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、機構に公平委員会を設置するための条例でございます。次に50ページをお開きください。議案第4号につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、機構議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する事項を定めた条例でございます。次に51ページをお開きください。議案第5号につきましては、地方自治法第243条第1項の規定に基づきまして、機構の財政状況の公表に関する条例でございます。次に53ページをお開きください。議案第6号につきましては、機構が関係市町村と連携して徴収を行う事案の移管に関する事項を定めた条例であります。機構が滞納整理を進めるうえでの必要事項である徴税吏員の権

限の委任、事案の移管に係る手続き等を定めております。

次に55ページをお開きください。議案第7号につきましては、機構規約附則第2項の規定に基づき、機構に係る負担金の額について定めたものです。均等割につきましては、1団体につき10万円、処理件数割については、20万円に本機構が引き受けた事案の件数を乗じて得た額となります。また徴収実績割については、規約附則第2項の規定により平成18年度からの負担となります。

続きまして56ページをお開きください。議案第8号につきましては、機構規約附則第3項の規定に基づき、機構の設立に係る負担について定めたものです。本機構設立にあたり、平成15年度に機構準備室に3市、津市、四日市市、松阪市より派遣いただいた3名の人件費相当額を均等割と人口割の方法により、本年度に限り、構成市町村において負担いただくものです。負担総額は、2,101万8,440円となっております。

次に57ページをお開きください。議案第9号につきましては、平成16年度一般会計予算でございます。歳入・歳出予算の総額は、それぞれ2億4,638万8千円でございます。歳入・歳出予算の款項目節の区分及び区分ごとの金額は第1表の歳入・歳出予算によります。また、詳細につきましては別添にお配りをしました予算に関する説明書をご覧くださいと存じます。

以上でございます。」

議長（服部忠行議員） 「はい、只今執行部側から説明がありましたことについて、御質疑はございませんか。」

近藤康雄議員 「議長。」

議長（服部忠行議員） 「はい、近藤議員。」

近藤康雄議員 「議案第7号で少しお伺いをしたいのですけれど、条例事項ではないので今ここで伺いするのが、過ぎた事かもしれませんが、少し7号に関して前もって勉強させていただいたところで、ご質問します。恐らく、これで規則が作られて、均等割額とか、処理件数割額とかは、このような格好で納めなさいということになってくると思いますが、処理件数割を納付するときあらかじめ機構スタートの時に、それぞれの団体はこのくらいといったような数字を基にしてあらかじめ納めて起きなさい、そして実際の件数によって精算をしてまた返すものは返す、追徴するものは追徴する、こう考えているようですが、それでいいのですか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「議長。」

議長（服部忠行議員） 「はい、事務局長。」

事務局長（宇佐美明保君） 「その件につきましては、近藤議員の言われるように精算という形でやっております。例えば、来週からその事案のヒアリングを行います。昨年から実施をしておりました財政見込計画、今年度予算につきましては、どれくらいの費用がいるのか、人件費相当分もいるのかという見込みの為に、どれくらいの事案かということをお諮りをしたように聞いております。今年度、4月19日以降のヒアリング件数、これにつきましては未定の件数でございます。ただ、お持ちいただく件数は、かなりの件数だと聞いております。最初に昨年お諮りしたように850件相当と聞いておりましたが、900件を超えるような件数を、この機構に持ってきて頂くように聞いております。それと今、規約の中で、最初に件数割りをまず、20万掛けるこの市は何件分ということでお支払いいただいて、そして、近藤議員の言われるように、精算の形でお引き受けした件数はこれだけでした、引き受けなかった件数についてはお返しをしますということで考えていたわけでございます。まだ機構が始まって、間もないものから、当初予算を含む課程におきましては、どれくらいの予算がかかるかという準備の為の仕方、規則の中に近藤議員が言われましたようにまず20万掛けるいくら、これを支払っていただいて実際に引き受け件数があれば、その差額分はお返しをしましょうというやり方を規則の中で定めたと聞いております。以上でございます。」

近藤康雄議員 「議長。」

議長（服部忠行議員） 「はい、どうぞ。」

近藤康雄議員 「その一番最後のお話なのですが、スタートの時の資金繰りの為に、そうお考えになったのかと思いますけれども、この機構の設立の時に副知事さんだったか、特に僕も念を押したのですが、この機構を維持していく為の割り当てではないですよ、と。ここは何件、どこは何件、それを割り当ててやるような機構ではないですよ、と。「まあそうです。」と、こういう話からいきますと、後で精算だからそんなにこだわることはないのかもわからないけども、やはりそのようなあらかじめの金額を納めておくという格好は、はたして規則に載せて良いものかどうか。資金繰りでお金が足りないのであれば一時借入するとかをやるのが普通じゃないのですか。メンバーから、先にお金だけとは何か最初、僕が一番懸念したことがこのような規則になって出てきたような気がして、私はおかしいと思う。」

議長（服部忠行議員） 「はい、事務局長」

事務局長（宇佐美明保君） 「私的な意見になりますが、私、この4月から、事務局長を配命しまして、中身の勉強をさせていただきました。津市さんから、こういう問題が指摘されたと聞いております。これは、2月頃ですか。その中で強いて市町村に無理強いした訳ではないと、回答については。最初、ど

れ位の件数があるか分からない、それから組織もいったいどれ位の人数でやれば良いのか分からない。その見込みの中で初めて立ち上げて、はじめたという次第です。今現在13名、県職入れて13名でございますけれども、この人件費相当額につきまして、年寄りの方よりは若い方をということだと考えて、若い方にここへ来ていただいてよりスキルアップをして、そしてこの実行性を高めるという役割もあり、初期の目的は滞納整理の縮減でございますから、予算はそれなりの人件費的なものではないかというように考えますと、精算の形でいいのかは分かりませんが、初期は、そのようには考えていなかった。ただ、精算の形をとる上では、やはり人件費も含め、13名になります。それは、16名の当初の予算から、13名に下がったと聞いております。この人員の削減でもそれに見あう予算、ということを知っております。ただ規則の中に、含める、含めないという事になりますと、またお話をしていかなければならなくなるので、ご配慮をいただきたいと思うのですが。」

近藤康雄議員 「議長、もう一度。」

議長（服部忠行議員） 「はい、近藤議員。」

近藤康雄議員 「考え方の問題なのです。それぞれの団体から、案件を処理していくのですけれども、極端な話1件でも、それぞれの市町村はこの機構にお願いしなくても機構というのはそれでよし、それで利益を出していく訳です、とお考えになっている。例えば予算とかはどうか分かりませんが、例えば5件位だよと言って予算計上して、そしてかまえているところにあなたのところはこれだけの割り当てだから、とにかく先に年度当初に納めておけると言われるような話になってくると、何度でも言うけれど、気持ちの問題だけでもおやおや割り当て方のような考え方でこの機構を運営していくのかな、ちょっと甘いよとしか思えない。だから、長い時間でご説明をいただいた機構のあり方、それからその諸経費の節約というような事は当然のことですから、私がお伺いしている問題ではない。私はとにかく事前に割り当てておいて納めておきなさい、というその姿勢そのものが気に入らない。すみません。はっきりした言葉で申し上げます。」

管理者（水谷光男君） 「議長」

議長（服部忠行議員） 「はい。管理者。」

管理者（水谷光男君） 「私も、今の近藤さんの意見に似かよっていると思いますが、県と市から13名の職員を出す。そして専門家は3名と、この予算は、2億いくらとありまして、その分担金というのは、人件費も入っている訳です。そこで例えば、伊勢から何件、津なら何件ということのしぼりで、今の近藤さんのおっしゃったように最初から人件費、13名と2名というこ

とまでさかのぼるのですけども、それだけの経費をまかなうのには何件があるか、ということにしたのかそれとも逆か、それとも議案の8号、56ページですけれど、1に6,969,000円を69の数で割るといって、市町村の数ですね、これが平均で同等割の10万円になるか、2の方が20万円になるのか、今の津市長さんの形に似ていますが、その辺を聞きたい。どうですか、そのご意見は。」

議長（服部忠行議員） 「はい、事務局長」

事務局長（宇佐美明保君） 「第8号議案は準備室に3名の方を派遣していただいている四日市市、津市、松阪市にその人たちの負担を各市町村、三重県内の市町村で負担をしていただく。1年間の派遣ということになりましたが、その派遣につきましても、全市町村でこの3名の方の人件費を負担していただく。その為の均等割です。69というのは、その時点ではいなべ市はまだ合併しておりません。したがって、本来69で負担をしていただくものであると今までお話をしてまいりまして、その69を全市町村で割った数字です。」

管理者（水谷光男君） 「その六百二十何万というのは、3名の方の人件費、13名の全市で出した職員の人件費は。」

事務局長（宇佐美明保君） 「この議案7号の部分で今、議論している内容です。」

議長（服部忠行議員） 「休憩いたします。」

議長（服部忠行議員） 「それでは本会議、再開をいたします。只今、いろいろのご意見をいただきましたが、その他はございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「御質疑なしと認めます。これより、第1議案ないし第9号議案について、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。御異議ございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「ありがとうございます。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。」

議長（服部忠行議員） 「議事日程第5議案第10号三重地方税管理回収機構管理者の選任について議題とします。本機構の管理者の選任につきましては、規約第9条に基づき、本議会において管理者及び副管理者を選任することとなっておりますが、副管理者の人選が未決定であることから、管理者だけの選任を行います。
お諮りいたします。本機構の管理者及び副管理者の選任については、機構事務局長に意見を求めます。これに御異議ございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「はい。」

事務局長（宇佐美明保君） 「議長。」

議長（服部忠行議員） 「はい。事務局長。」

事務局長（宇佐美明保君） 「機構管理者の選任について、でございます。市長会事務局、町村会事務局にご相談を申し上げました。先ほどの議長選出、副議長選出と同じように市長会の方から管理者を選出していただくということになっております。また、市長会の方から、平成16年度市長会会長予定者というのですか、これが今、現水谷桑名市長ということでご推薦していただいております。以上です。」

議長（服部忠行議員） 「はい。只今機構事務局長から管理者の選任についてお話がございましたが、このことについてご意見はございませんか。」

近藤康雄議員 「議長。」

議長（服部忠行議員） 「はい、近藤議員。」

近藤康雄議員 「お考えだけお伺いをしておきます。市長会から市長会長の予定者と言うことですが、替われればこの管理者も替えられるおつもりですか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「はい、議長。」

議長（服部忠行議員） 「はい、事務局長。」

近藤康雄議員 「市長会が替われれば。」

事務局長（宇佐美明保君） 「いえ、2年間はそのまま行っていただきたいと考えております。」

近藤康雄議員 「その時に仮に水谷さんが市長会の会長でなくても管理者は管理者という考えですか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「それをお願いしたいと。」

近藤康雄議員 「わかりました。」

管理者（水谷光男君） 「市長会の会長は一年交代ですね。」

事務局長（宇佐美明保君） 「2年間は引き受けていただきます。」

近藤康雄議員 「その時市長会が選手を入れ替えてきた場合どうなるのか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「それは市長会の方へお諮りしてこの推薦を頂きましたので。」

近藤康雄議員 「だから市長会が入れ替えてきたら。
水谷さんはもう市長会の会長をお辞めになって、新しい市長会の会長は例えば山田さんなら山田さんがなったのだから、管理機構の管理者も山田さんにしてほしい、と行ってきたらイエスですか、ノーですか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「この議会において選出いただきたい。」

近藤康雄議員 「この議会でね。はい。」

管理者（水谷光男君） 「この規約は市長会会長とか町村会会長とこうなっているのか。」

事務局長（宇佐美明保君） 「いえ。規約にはないです。」

近藤康雄議員 「例えば水谷さんの辞職に伴う新しい管理者の選定ということですね。なにも拘束はない。」

事務局長（宇佐美明保君） 「はい、そういうことです。」

近藤康雄議員 「わかりました。」

議長（服部忠行議員） 「はい、他にご意見ございませんでしょうか。」

[特になし]

議長（服部忠行議員） 「御質疑なしと認めます。これより、本機構の管理者の選任につ

いて、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。御異議ございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。本機構の管理者については、執行部側のご意見のとおり次期市長会長候補であります水谷桑名市長とすることに御異議ございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「はい、ありがとうございました。御異議なしと認めます。よって、本機構管理者を水谷桑名市長と決定いたしました。」

議長（服部忠行議員） 「続いて議事日程第5議案第11号ないし議案第13号を一括して議題といたします。本機構管理者から議案が提出されましたので、報告させます。書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。それでは、議案第11号ないし第13号についてご報告させていただきます。

議案第11号三重地方税管理回収機構収入役の選任について
議案第12号三重地方税管理回収機構公平委員の選任について
議案第13号三重地方税管理回収機構監査委員の選任について
以上でございます。」

議長（服部忠行議員） 「はい。お諮りをいたします。執行部の説明を求めます。」

事務局長（宇佐美明保君） 「議長。」

議長（服部忠行議員） 「事務局長。」

事務局長（宇佐美明保君） 「議案第11号から議案第13号につきましてご説明申し上げます。議案書61ページをお開き頂きたいと思います。議案第11号の収入役につきましては管理者と緊密な連携をはかる必要があるということから桑名市助役である、吉田勝利様をお願いしたいと考えております。」

数名の議員 「助役ではなくて、収入役ですね。」

事務局長（宇佐美明保君） 「桑名市収入役をお願いしたいと考えております。それから議案書62ページをお開きください。議案書第12号の公平委員につきましては津市の西澤博弁護士、堀内よしお三重県市長会事務局長、服部清一

三重県町村会事務局長の3氏が公平委員にふさわしい経歴と判断しお願いしたいと考えております。

議案書63ページをお開きください。議案第13号の監査委員につきましては機構議員の中から小倉文也議員にそれから知識経験を有する者から税理士のこれも津市の、永合寛氏にお願いしたいと考えております。以上でございます。」

議長（服部忠行議員） 「はい。只今原案説明のありました、本案につきましては、三重地方税管理回収機構議会会議規則第45条の規定により、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「ありがとうございます。これより、議案第11号ないし議案第13号について採決いたします。本案は、執行部原案のとおり同意することに御異議ございませんか。」

[異議なしと呼ぶ者あり]

議長（服部忠行議員） 「ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。」

議長（服部忠行議員） 「以上をもちまして、今、臨時会に付議されました案件は、すべて議了をいたしました。

議長不慣れのため、ご迷惑をおかけいたしました事、お詫びを申し上げます。平成16年第1回三重地方税管理回収機構議会臨時会を閉会といたします。ご協力誠にありがとうございました。」

全員 「ありがとうございました。」

（拍手）